

**「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」  
報告書の概要**

平成20年7月15日

## 検討の基本的視点

### 項目

### ポイント

基本的考え方	基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 本懇談会では、</li> <li>○ 検討に当たっては、                         <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 新たな放送が開始される2011年頃におけるメディア環境、</li> <li>－ 諸外国における携帯端末向け放送等に関する動向、</li> <li>－ 国民のニーズや関係する事業者の考え方、</li> </ul>                         を十分に踏まえ、                     </li> <li>○ 新たな放送の実現により「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった理念が的確に確保されるように配慮することとし、</li> <li>○ 制度設計については、新たな放送の制度が、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。</li> </ul>
	2011年頃におけるメディア環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 2011年頃は、</li> <li>－ 固定系：放送分野では、地上テレビジョン放送のデジタル放送への移行が完了し、BSはチャンネル数が増加。CS、CATVもHDTVによる放送が進展。通信分野では、ブロードバンド環境が整備され、テレビジョン放送と遜色ない高品質・高機能な映像サービスがリアルタイム・ダウンロードの両面で一般的になる。</li> <li>－ 移動系：放送分野では、ワンセグ放送が普及するが、チャンネル数は現在と同じ。通信分野では、ハード面が多様化し、映像配信に対するニーズが高度化・多様化している。</li> </ul>

# 実現する放送

## 項目

## ポイント

実現する放送

- ◇ 次の視点を的確に反映させることが重要ではないかと考え、検討の方向性を定めた。
  - ・ 移動受信を前提とする携帯端末に向けた「放送」の充実の要請
  - ・ 「携帯端末」としては、実際には携帯電話端末が有力視される
  - ・ 「全国向け」のサービス、地域情報を提供する「地域向けの放送」も必要
  - ・ 有料放送を行えるようにすることが不可欠
  - ・ 「映像」「音声」等の組み合わせや、「リアルタイム」「ダウンロード」といった提供形態を柔軟に選択可能とする
- ◇ 加えて、新たな放送の実現による「産業の振興」「コンテンツ市場の振興」「国際競争力の強化」「通信・放送融合型サービスの実現」「地域振興」「地域情報の確保」といった求められる理念の確保を勘案しつつ、議論を積み重ねた結果、次の3つのタイプの放送（総称して「マルチメディア放送」という。）の実現が適当。
  - ①「全国向け放送」：「国際競争力の強化」「産業の振興」「通信・放送融合型サービスの実現」「携帯端末向け放送サービスの先導的役割」等が理念。有料放送中心。
  - ②「地方ブロック向け放送」：「地域振興」「地域情報の確保」等が理念。無料放送と有料放送を実施。
  - ③「新型コミュニティ放送」：「地域振興」「地域情報の確保」が理念。無料放送が中心。
- ◇ なお、②に関して、全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法事業者が定める方法がある。

## 周波数の割当て①

項目		ポイント
サービスエリアにおける世帯カバー率		<p>◇ マルチメディア放送は、国民の携帯端末向けの新たな情報ニーズに応える放送であるため、基本的には、サービスエリア（放送対象地域）であまねく受信できるように努めることが望ましい。</p> <p>◇ 本懇談会で「全国向け放送」への参入を検討している事業者（マルチメディア放送企画LLC 合同会社、メディアフロッジヤパン企画株式会社、モバイルメディア企画株式会社）からヒアリングを行ったところ、いずれの事業者においても、事業開始の5年後の段階で「現在のFMラジオの世帯カバー率（約90%）と同等以上のカバー率を確保できる」とのことであった。</p> <p>◇ このため、マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当であり、その上で「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>
割当て周波数の検討	複数のチャンネルの割当ての要否	<p><b>【全国向け放送】</b></p> <p>◇ 本懇談会で「全国向け放送」への参入を検討している事業者からヒアリングを行ったところ、いずれも、①単一のチャンネル（SFN）で、5年後までに90%を超える世帯カバー率の確保は可能、②SFN混信にはすべて対応可能、との考え方が示されたため、<u>SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提とすることが適当。</u></p> <hr/> <p><b>【地方ブロック向け放送】</b></p> <p>◇ 「地方ブロック向け放送」は、地方ブロック同士で混信が生じないようにするため、特に隣接する地方ブロック相互間ではそれぞれ異なるチャンネルが必要となる。地方ブロックの地域内の周波数利用については、仮にSFN混信が発生した場合には、各事業者に割り当てられた周波数帯域幅を分割することや、他の地方ブロックで用いているチャンネルを用いることにより解決することも考えられる。こうしたことから、「地方ブロック向け放送」については、<u>複数のチャンネルを割り当てることを前提とするのが適当である。</u></p>
実現する放送ごとの周波数の割当て		<p>◇ 「新型コミュニティ放送」は、①狭い地域を対象とした放送を行うため、事業採算性の確保が困難であり、受信端末が普及していない段階ではそうした傾向が強まること、②専用の割当周波数を確保しておくことは周波数の利用効率が悪いこと、等から、<u>まずは「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」について専用の周波数帯域幅を割り当てることが適当。</u></p> <p>◇ その上で、「新型コミュニティ放送」については、「地方ブロック向け放送」のネットワークが一応整備された段階で、その地方ブロックで用いていないチャンネルを使用して実現することが考えられる。</p>

## 周波数の割当て②

項目	ポイント
(割当て周波数の検討) [続き]  V-L O W、V-H I G Hの割当て の考え方	<p>◇ ①「全国向け放送」は、主に携帯電話端末での受信を前提とした、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定され、現時点で参入を希望している事業者も基本的にはそのように考えていることから、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能と見込まれる周波数帯域を割り当てるのが適切であること、②「地方ブロック向け放送」は、地方ごとに異なる複数のチャンネルに分けて用いることが必要であるため、「全国向け放送」よりも多くの周波数帯域を必要とすること等から、「全国向け放送」についてはV-H I G Hを、「地方ブロック向け放送」についてはV-L O Wに割り当てるのが適当。</p>
新たな周波数割当て方法の検討 (認定計画制度の導入)	<p><b>【全国向け放送】</b></p> <p>◇ 置局について事業者の創意工夫に委ねることが適当と考えられるため、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、<u>国が、全国向け放送について求める条件、事項等を定めた無線局の開設の方針を定め、これに則した形で事業者が作成した計画を比較審査するという仕組みを導入することが考えられる。</u></p> <p><b>【地方ブロック向け放送】</b></p> <p>◇ 「全国向け放送」と完全に同等の仕組みを導入することは困難であるが、</p> <p>① 一の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又はすべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル（予備用のチャンネルを含む）の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに申請する場合等を想定すれば、「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>◇ このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、今後更に検討を行うことが適当。</p> <p>◇ なお、上記②の方法をとった場合には、実際に申請が行われない地方ブロックが生じることが想定される。こうした場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請があった地方ブロックでの放送も含めて「地方ブロック向け放送」を止めて、すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集する、</li> <li>・ とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行う、</li> </ul> <p>等の対応が考えられるが、更に検討することが必要。</p>

## 制度の在り方①

項目		ポイント
総論		<p>◇ 制度整備に当たっては、本報告書以降の状況の変化を含め、通信・放送法制の全体の見直しや、技術革新に関する動向等を十分に踏まえ、必要な見直しを行いつつ、柔軟に対応することが適当。</p>
定義等	マルチメディア放送の定義	<p>◇ 「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、事業者の創意工夫を最大限に尊重しつつ、国民ニーズに的確に対応することができるよう、「映像・音響・データ」「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。</p> <p>◇ マルチメディア放送で前提とする「映像」の品質の程度については、国民ニーズや、本放送に係る周波数割当ての経緯等を踏まえ、更に検討が必要。</p>
	放送対象地域	<p>◇ 「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」については、それぞれ「全国で同一の放送番組」「各地方ブロック内で同一の放送番組」を前提として、「全国」、「地方ブロック」を放送対象地域とすることが考えられる。</p> <p>◇ しかしながら、国民のニーズに適う場合には、<u>「全国向け放送」に割り当てた周波数により、「全国で同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「地方向けの放送番組」を放送することも想定されるため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。</u></p>
参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)	ソフト事業	<p><b>【全国向け放送】</b></p> <p>◇ 多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てることが求められる。「全国向け放送」の周波数帯域幅が14.5MHzであることからすれば、<u>放送の多元性、まとまった周波数帯域幅権を有するソフト事業者間の競争環境を確保するために、複数のソフト事業者（例えば2～4事業者程度）を前提とすることが適当。</u></p> <p>◇ <u>具体的な事業者の数については、今後更に検討を進めることが適当。</u></p> <p><b>【地方ブロック向け放送】</b></p> <p>◇ 「全国向け放送」と同様に、新たなメディアとして多様なサービスを実現しつつ、放送の多元性の確保や競争環境の整備等のため、1つの地域において、<u>複数チャンネルを有する複数のソフト事業者の参入を前提とすることが適当。</u></p> <p>◇ <u>具体的なソフト事業者の数については、地方ブロック向け放送は「全国向け放送」に比べて実際の放送に用いる周波数帯域幅が狭くなること等を踏まえ、今後更に検討することが必要。</u></p>

## 制度の在り方②

項目	ポイント	
(参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)) [続き]	<b>ハード事業</b>	<p><b>【全国向け放送】</b></p> <p>◇ <u>全体の設備投資額が少なくなること、ガードバンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資するとの観点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当。</u></p> <p>他方、サービスエリアのカバー率、屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されること、現時点で「全国向け放送」の事業参入を検討している事業者はハード事業者が複数となっても事業性を確保できると考えていることを踏まえれば、<u>ハード事業者の数を2とすることも考えられる。</u></p> <hr/> <p><b>【地方ブロック向け放送】</b></p> <p>◇ 地方ブロック別に異なるチャンネルを用いるため、地方ブロック当たりの提供サービスが少なくなること等から、全国向け放送と比較して、ハードへの設備投資を抑制するインセンティブが強く働くものと考えられるため、<u>ハード事業者の数は、地方ブロックごとに1とすることが適当。</u>また、<u>事業の効率性を更に高める等のため、全国で1とすることも考えられる。</u></p>
	<b>ハード・ソフト分離制度の導入</b>	<p>◇ 例えば、「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること、等も想定され、このような<u>事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</u></p> <p>◇ また、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、<u>ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。</u></p>
	<b>NHKのノウハウ等の活用</b>	<p>◇ <u>マルチメディア放送の普及・発展を図るためには、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</u></p> <p>◇ 具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源として役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>◇ ただし、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要。</p>

## 制度の在り方③

### 項目

### ポイント

出資規律	放送局に係る表現の自由享有基準	<p>◇ マルチメディア放送は、希少性の高い地上放送の周波数を用いること等から、参入できる事業者が一定数に限られる一方、一定の社会的影響力を有することが考えられる。そのため、<u>放送局に係る表現の自由享有基準を適用することが必要。</u></p> <p>◇ 具体的な適用の在り方については、放送メディアの特性に応じた規律をしている現行制度を踏まえつつ、地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、<u>基本的には緩和の方向とすることが適当。</u></p>
	外資規制	<p>◇ マルチメディア放送も、有限希少な電波の利用は日本人によることを優先すべきこと、「放送」は大きな社会的影響力を有するという性格を有していることから、現在の<u>地上放送と同様の外資規制を課すことが適当。</u></p>
	その他の出資規律	<p>◇ マルチメディア放送に対する周波数の割当てを、携帯電話事業者に対する周波数の割当てであると捉えれば、新規の携帯電話事業者への割当てを優先するとの観点から、マルチメディア放送事業者に対する既存携帯電話事業者の出資を一定の範囲に制限することが考えられる。</p> <p>◇ しかしながら、マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割を期待されることから、<u>携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はないと考えられる。</u></p>



## 制度の在り方④

### 項目

### ポイント

項目	ポイント
番組関係	<p>番組規律</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>従来の放送と同様のものを基本とし、その上で、今後具体化するサービスイメージやこれについての視聴者の捉え方等も踏まえつつ、現在行われている通信・放送法制全体の見直しの枠組みの中で検討を行うことが適当。</u></li> <li>◇ 災害時の放送については、マルチメディア放送についても同様の規律を設けることが適当であり、従来のアナログ放送との役割分担や、地方ブロックは従来の「<u>県域</u>」よりも広範囲であること等を踏まえつつ、<u>視聴者保護の観点から、十分な検討を行うことが必要。</u></li> </ul>
サイマル放送の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>マルチメディア放送は、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とする観点から、サイマル放送についても、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</u></li> <li>◇ <u>ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。</u></li> </ul>
公共的役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>マルチメディア放送については、個々の国民の情報ニーズはもとより、一定の社会的ニーズに応えるため、例えば、次のような公共的役割を果たすことが期待される。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地方情報を全国発信する役割</u></li> <li>・ <u>外国人向けの放送を実現する役割</u></li> <li>・ <u>コンテンツ市場の活性化に寄与する役割</u></li> </ul> </li> <li>◇ <u>「全国向け放送」は、地域情報を提供することを前提とする「地方ブロック向け放送」と比べて事業性が高いことが想定される点を勘案しつつ、公共的役割が期待できるよう、その具体的な枠組み等について今後更に検討することが適当。</u></li> <li>◇ <u>なお、「全国向け放送」にこうした枠組みを設ける場合、「地方ブロック向け放送」について、「地域情報の確保」のほかにも、何らかの公共的役割を期待することについて検討することも考えられる。</u></li> </ul>

## 制度の在り方⑤

項目		ポイント
番組関係以外	有料放送・無料放送の別	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「無料放送」をどの程度確保するかについては、事業者の創意工夫を基本とする観点から、原則として事業者に委ねることが適当と考えられる。</li> <li>◇ しかし、新しく開始される放送のほとんどすべてが有料放送となると、その普及・発展を阻害するおそれがあるため、例えば、事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる。</li> </ul>
	事業規律	
	利用者の限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「有料放送事業者は、正当な理由なく、その有料放送の役務の提供を拒んではならない」旨の放送法の趣旨を踏まえれば、マルチメディア放送について、正当な理由なくその提供相手を特定の者に限定すること、例えば特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（放送の利用に携帯電話サービスの契約を前提とすること）は、原則として好ましいことではない。</li> <li>◇ こうしたことについては、規律の必要性を含め、今後更に検討することが適当。</li> </ul>
	認証・課金業務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ マルチメディア放送について、認証・課金業務の適正かつ確実な運営の確保は必要であると考えられることから、今後具体化されることが見込まれるマルチメディア放送の具体的な提供形態等を視野に入れ、放送法における有料放送管理業務の制度を踏まえつつ、<u>利用者の利益確保のために必要な措置について検討することが適当。</u></li> </ul>
	ソフト事業者とハード事業者間の規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とする場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであると、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利益を害することが懸念される。</li> <li>◇ このため、<u>現行の放送法制を踏まえ、例えばハード・ソフトが一体の事業者について部内取引の透明性を確保すること等追加的な措置を講ずることを含め、十分に検討することが必要。</u></li> </ul>
	利用者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ マルチメディア放送は、子どもを含む幅広い年代層の利用者との関係で、従来は想定されなかった不利益等が生じる可能性も否定できない。</li> <li>◇ このため、まずは、関係の事業者が、<u>現在、放送や通信サービスについて利用者保護の観点から行われている仕組み等を参考としつつ、適切に対応することが必要と考えられる。</u></li> <li>◇ 同時に、利用者側でも、こうしたサービスの利用に関するメディアリテラシーを有するようになることが期待される。</li> </ul>
	端末の普及の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「端末の普及」を実現する手段としては、<u>事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等、事業者による取組を促進させるような仕組みの検討が考えられる。</u></li> </ul>

## 技術方式の在り方

項目	ポイント
<p>基本的考え方</p>	<p>検討の必要性</p> <p>◇ マルチメディア放送（特に「全国向け放送」）は、これまでの放送には認められない特別な事情を有していることから、その技術方式の在り方について検討した。</p>
<p>国内規格の統一の要否</p>	<p>◇ マルチメディア放送の技術方式については、①1の国内規格を決定し、「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、双方の間を問わず、一つの受信端末ですべての事業者の放送を受信できるようにすることで、受信端末の低廉化や普及等を通じた利用者利益の確保に資するという考え方と、②複数の国内規格を決定し、事業者が複数の方式の中から最適と考えるものを自由に選択可能とすることで、事業者間の競争を通じた利用者利益の確保に資するという考え方がある。</p> <p>【地方ブロック向け放送】</p> <p>◇ 「地方ブロック向け放送」は、1のハード事業者となればブロック内で複数の技術方式が用いられることはないが、地方ブロックごとに異なる技術方式で放送される場合、一つの受信端末で放送が受信できる地方ブロックと、受信できない地方ブロックが生ずる。これは、移動受信を前提とする放送として制度整備を図る趣旨に照らして適当ではないため、<u>1の技術方式を国内規格とすることが適当</u>。</p> <p>【全国向け放送】</p> <p>◇ 「全国向け放送」は、新たな放送として制度化するものであり、携帯電話端末が主たる受信端末と位置づけられる等の特別な事情を有し、事業者ごとに異なる技術方式であっても地方ブロック向け放送のような事情は生じない。</p> <p>◇ こうしたことを勘案すると、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、個々の技術方式に関する利用者負担への影響について免許審査等の段階で十分に勘案されることを前提に、様々なりスクを勘案した上で事業を行おうとする事業者の選択の幅を拡大する観点から、<u>基本的にはそれらすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当</u>。</p> <p>◇ 他方、現在検討対象となっている技術方式については、基本的に技術的な優劣はなく、これらにより実現できる放送に差はないと考えられ、諸外国でも、現時点において、複数方式を導入している例は確認できない。こうしたことからすれば、<u>複数の技術方式が国内規格とされた場合でも、受信端末の一層の普及による利用者利益の確保を考えれば、今後いずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましい</u>と考えられることから、事業者においては、こうした点についての多面的かつ十分な検討が求められる。</p>
<p>国内規格の定め方</p>	<p>◇ 国内規格の決定に当たっては、①その技術方式によりマルチメディア放送を実現可能であること、②国際標準となっていること、③技術方式の内容が優れていること、④費用が低廉であること、⑤その他利用者の利益の確保に資することといった要素を勘案することが考えられる。</p> <p>◇ 今後、<u>国内規格の決定は、情報通信審議会に検討を委ねることが適当</u>である。</p>

## 今後のスケジュール

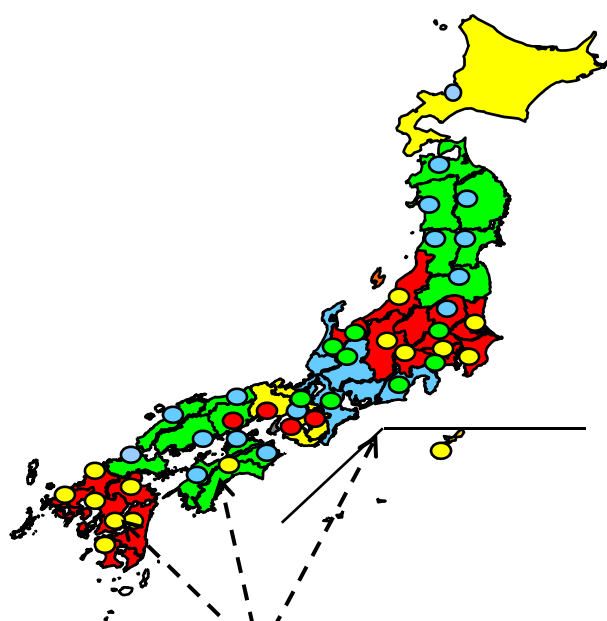

項目	ポイント
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 2011年7月以降、速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、総務省及び関係者においては、本報告書の提言を踏まえ、直ちに、制度面・技術面の双方に係る具体的な検討を開始することが求められる。</li> <li>◇ 検討については、2009年中に事業者の参入のための条件整備を行うこと、<u>2010年半ばを目途とし、サービスを提供する事業者を確定させることが必要であると考えられる。</u></li> </ul>
制度面	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>(検討の結果法改正が必要となった場合) 2009年の通常国会に関連の法案を提出し、2009年中に政省令、訓令、告示(開設指針)等の策定をすべて終える必要があると考えられる。</u></li> </ul>
技術面	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>早急に国内規格とする技術方式の公募等を行い、2008年中には情報通信審議会において各種の技術的検討を開始した上で、2009年中に関係の省令を定める必要があると考えられる。</u></li> <li>◇ 省令の制定と並行して、電波産業会(ARIB)において標準規格と運用規定のとりまとめが早期に行われることが期待される。</li> </ul>

# 実現する放送の基本的枠組み

参考

実現する放送	デジタル新型コミュニティ放送	地方ブロック向けデジタルラジオ放送	全国向けマルチメディア放送
<p>実現する放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現存するニーズにまずは適切に対応することが必要。</li> <li>○ すべての市町村への画一的な割当ては不要であるが、ニーズのある地域について帯域幅を柔軟に割り当てるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。</li> <li>○ できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定的なサービス提供を可能とする環境(広い帯域幅)が必要。</li> <li>○ できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。</li> </ul>
<p>制度化の理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>●「地域文化・地域社会への貢献」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域振興」「地域情報の確保」</li> <li>●「地域文化・地域社会への貢献」</li> <li>●「既存ラジオのノウハウの活用」</li> <li>●「通信・放送融合型サービスの実現」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「国際競争力の強化」</li> <li>●「産業の振興」</li> <li>●「コンテンツ市場の振興」</li> <li>●「通信・放送融合型サービスの実現」</li> <li>●「新たな文化の創造」</li> <li>●「携帯端末向け放送サービスの先導的役割」</li> </ul>
<p>ビジネスモデルのイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域ごとの情報伝達手段</li> <li>●アナログコミュニティ放送のデジタル版</li> <li>●自治体やCATVとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方ブロックマーケットの多チャンネルサービス</li> <li>●「全国向け放送」の対抗軸(「地方ブロック」同士の連携等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全国マーケットの多様な多チャンネルサービス</li> <li>●携帯電話サービスとの連携</li> <li>●骨太なビジネスモデル</li> <li>●新たな公共的役割(コンテンツ振興、地域情報の全国発信、「外国人向け」等)</li> </ul>
<p>料金</p>	<p>無料放送中心</p>	<p>無料放送・有料放送</p>	<p>有料放送中心</p>
<p>受信エリア</p>	<p>電波の届く限り</p>	<p>FM程度(約9割の世帯をカバー) (例えば5年以内の実現を目途)</p>	<p>FM程度 (例えば5年以内の実現を目途)</p>
<p>サービス内容</p>	<p>リアルタイム中心 マルチメディア</p>	<p>リアルタイム中心(ダウンロードもあり) マルチメディア</p>	<p>リアルタイム・ダウンロード マルチメディア</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報中心</li> <li>・災害時放送等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般向け情報中心</li> <li>・アナログラジオのサイマル放送あり</li> <li>・災害時放送等</li> <li>・ITS等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的コンテンツ中心(「ニュース」「スポーツ」「音楽」等)</li> <li>・従来の放送にはないコンテンツ(「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等)</li> </ul>

# 周波数帯域の割当てイメージ等

	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     地方ブロック向け放送                      (デジタルラジオ放送)                 </div>	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     全国向け放送                      (マルチメディア放送)                 </div>
	90MHz <span style="margin-left: 150px;">108MHz</span>	207.5MHz <span style="margin-left: 150px;">222MHz</span>
	<b>V-LOW: 18MHz</b>	<b>V-HIGH: 14.5MHz</b>
周波数帯域の 割当てイメージ	 <p>● デジタル新型 コミュニティ放送</p> <p>異なるブロックの「地方ブ ロック向け放送」用周波数 を適宜割当て</p> <p>注 NHKの地方放送番組審議会 のブロックの定め方を参考に、中 国と四国を一体としたものを例示。</p>	
ソフト事業者数	ブロックごとに複数	2~4
ハードの数 (ハード事業者数)	ブロックごとに1 (全国で1も可)	1又は2